

アシストコンサルティングからのA4サイズ ニュースレター

この記事がご参考になれば幸いです。詳細情報が必要な場合は弊社HPからご遠慮なくお問合せください。

今回のテーマは、、、『**個人情報保護法の改正**』

●個人情報保護法の改正 =そのポイント=

12年前に制定された俗に言う「個人情報保護法」が改正され**平成29年5月30日に施行**されます。この12年間において個人に関する情報の活用が飛躍的に発展するとともにその扱い方やトラブル発生など、関心や重要度が増すばかりです。それは本来、“法律が云々”と言う以前のことで、残念ながら今もって個人情報に留意されていない中小企業・個人事業があります。確かに個人情報への取組みは直接、収益に結びつきませんが、一旦事故が起きれば謝罪の費用、対応や社会的信用の失墜などその影響甚大であることは先例が示す通りです。今回、紙面の都合で法の厳密な定義ではありませんが、企業の現場で分かり易いように主要な3つの改正点を中心に説明します。

(1)全ての事業所に適用：個人情報の保有件数にかかわらず、**営利・非営利を問わず、企業だけでなく個人事業主・NPO法人・自治会・同窓会等も**適用されます。故に、例えば夫婦2人の商店で数名の顧客名簿を手書きで作成しDM等の販促に活用しているならば対象事業者となる可能性があります。

(2)個人情報の範囲の拡大：顔・指紋・静脈・DNA塩基配列等の**生体情報**、または旅券番号・免許証番号・**マイナンバー**等の個人に割当てられた番号が**個人識別符号**として対象に明示追加されました。

(3)新たに「**要配慮個人情報**」の新設：今までも特に配慮が必要な機微情報(出生や健康等)がありましたが、これらの機微情報について他の個人情報とは**別格の取扱い**が求められます。

上記の3点の他、

- (4)新たに「匿名加工情報」の概念(個人を特定できないように匿名化のために加工したデータに対する規制緩和)
- (5)第三者への提供が厳しくなります(第三者への提供可能性のある企業は対応が必要)
- (6)処罰が厳しくなります(盗難による情報漏えいについて刑事罰が新設され従業員だけでなく法人にも罰則適用)

●中小企業・小規模事業所でどのように取り組むか =まずは個人情報の存在とリスク確認から=

法の規定である①利用目的の特定と適正な取得、②利用目的による制限、③安全管理措置、④第三者提供の制限、⑤本人からの開示請求への対応、等が適用されることは変わりません。難しい法律やIT用語が飛び交い躊躇しますが、やるべきことは明確です。プライバシーマーク(Pマーク)の認証を得ることも一つの手段です

個人情報保護の取組み PDCA
個人情報の定義の明確、所在確認、リスクの想定
収集から破棄までの社内ルールの取り決め
継続的な教育の実施とルールの順守状況のチェック
改善活動に反映

が費用と時間を要します。特に一般消費者を対象とする物販・サービス業では人手の問題もありますので、取組みの第一歩はまず個人情報の存在確認から始めてはいかがでしょうか。これだけでもかなり違います。そこからリスク度や対応負荷度も見えてきます。決して法は中小企業や小規模事業者、個人事業主に負担を増やすことを目的としている訳ではなく、個人情報保護の取組み内容をよく理解し、実施することで安心した事業運営に繋がる事を期待しています。【最後に！リスクを過度に恐れ有益な情報を有効に活用しないのは本末転倒です】

アシストコンサルティング 代表 江尻幸雄 中小企業診断士 / 経産省認定支援機関 HPの検索【sms0】でOK!

[人材育成&組織活性化を通じ、業務改善で「良質な売上の実現」を目指す経営コンサルティングサービスの提供]

無断での複写・配布はご遠慮ください

ALL Rights Reserved By assistConsulting